

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和四年四月二十二日から同年八月二十二日までに奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センターに到着するよう提出してください。

令和四年四月二十二日

奈良県知事 荒井 正 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ橿原常盤店

所在地 橿原市常盤町大殿四三六番一ほか

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の収容台数

（変更前）収容台数 二二一台

（変更後）収容台数 七九台

2 駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書添付図面3―1記載のとおり

収容台数 六〇台

（変更後）位置 届出書添付図面3―2記載のとおり

収容台数 三四台

三 変更する年月日

二の1 令和四年十二月八日

二の2 令和四年五月九日（位置）

令和四年十二月八日（収容台数）

四 届出年月日

令和四年四月七日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和四年四月二十二日から同年八月二十一日まで。ただし、奈良県の休日を含め、奈良県条例第三十二号（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで